

岩手県教育委員会告示第3号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第38条第2項の規定により、次のとおり岩手県指定史跡の指定が解除された。

令和6年10月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

指定番号	名称	所在地	指定地域			所有者	解除年月日
			地番	地目	面積		
史第46号	黒山の昔穴遺跡	九戸郡九戸村 大字江刺家第 1地割字新田	41番地1	山林	29,156.26㎡	九戸郡九戸村大字 江刺家第2地割17 番地 野辺地初雄	令和6年10月11日
			41番地5	〃	8,312.54㎡	九戸郡九戸村大字 江刺家第4地割7 番地 長畑重蔵	